

平成31年 第4回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成31年4月10日（水）
午前10時00分から午前11時40分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員（18人）
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明
5番 中山克己 6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行
9番 綱島孝晴 10番 山懸将伸 11番 古林久和 12番 小田明美
13番 新田 孝 14番 曲 美樹 15番 武村一夫 16番 中島寛司
4. 欠席委員（1人）
農業委員 17番 樋口昌子
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第20号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第6 議案第21号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用
集積計画の決定について
日程第7 議案第22号 農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配
分計画に係る意見について
日程第8 報告第7号 農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止め
について
日程第9 報告第8号 農地転用の制限の例外に係る届出について
日程第10 報告第9号 農地改良に係る届出について
日程第11 報告第10号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用
届について
日程第12 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤敏明 主幹 下平直勲 主幹 前田雅章 主事 梶原千裕 山本知実

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。
ただいまから平成31年4月総会を開催いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。
先週末から一気に桜のほうがこのあたり満開になりまして、非常にいい景色になっております。今日はあいにくの雨ということで、北のほうではタイヤ規制が出てると、非常に全国的にもちょっと不安定な模様に、季節がちょっと逆戻りした感があります。4月になりまして、新しい元号の発表もありました。いよいよもう少しで新しい時代に入っていくんだなという感じがしております。
先ほど事務局のほうの異動も発表がありました。非常に事務局体制、今まで人員的にも非常に厳しかったわけございまして、いろいろと皆さんにご迷惑もかけているところもあろうかというふうに思いますが、今度1人増員ということで、非常に体制はいい体制が組めるのではないかとこのように思っております。事務局がしっかりしていければ、我々農業委員、推進委員さん、非常に動きやすい感じになってまいります。3月末に意見交換会ということで、各地域の実情というのがわかってきたのではないかとこのように思います。我々委員会としてもこれを参考にしながら、しっかりとこの1年間の計画を立て、皆さんの意見を反映した動きができるようにできればというふうに考えておりますので、今後ともどうかよろしくご協力をお願いしたいというふうに思います。
それでは、これより4月の議案のほうがたくさん出ておりますので、審議のほうをよろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
本日のほう、欠席委員は1名です。17番委員よりその旨通告がありましたので、ご報告をさせていただきます。
ただいまの出席委員は、19名中18名で、定足数に達しておりますので、4月総会は成立をいたしております。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、7番委員、8番委員を指名いたします。
日程2、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は15件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆407㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 はい、議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 6番です。

議案番号1につきまして、4月3日に譲受人に立ち会いのもと、お話を伺いました。

権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は母親の姉の夫からこの土地を相続し、広島に住んでいるため処分に困り、遠い親戚に当たる譲受人に相談し、話がまとまりました。よって、贈与により権利を移転するものです。

譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は定年退職後、弟と水稻のみではありますが、栽培しております。トラクター、管理機、田植え機はあります。コンバインは所有しておりませんが、刈り取りと乾燥、もみすり作業は委託して行っています。貸付地があります。面積は800㎡です。これは、基盤整備のために30アールのうちの8アールになったため、耕作の都合上貸し出ししております。その他、必要な農作業に従事することは認めています。その他指摘事項はありません。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号2でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、北房の譲受人に、申請農地、畑1筆633㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 はい、議長。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 6番です。

4月2日に譲受人立ち会いのもと、担当委員さんと一緒にお話を伺いました。

権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は親に茶畑として耕作してもらっていましたが、親も高齢となり、農業従事できなくなっています。譲渡人である所有者も退職を機に数年前地元に戻ってきましたが、地元の生活になじめないため転居しています。現在所有者の方は遠方で生活しているため、申請地は耕作できない状況です。将来も帰る予定がなく、今回申請地の譲り渡しの話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。

譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は専業農家として農業に従事してきております。譲受人に話を聞いたところ、現在耕作している農地のほかに近隣の方々からも農地を依頼され、利用権設定による貸借を多くされております。譲受人は地域の担い手として農業全般的に意欲的に取り組んでおり、取得後も引き続き意欲的に農作業に従事すると思われまふ。その他指摘事項はございません。よろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号3でございますが、北房の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆562㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

はい、12番委員。

12番委員 12番です。

議案番号3についてご説明いたします。

4月3日に担当推進委員が譲受人立ち会いのもとに現地で確認を行いました。委員も同席しております。

権利移転する事由の詳細でありますけれども、譲渡人と譲受人は同じ集落に居住しております。譲渡人は農作業には不慣れで、当該地についても使用貸

借で別の人に耕作してもらっていたような状況でありまして、前々から農地を処分した上で農業をやめたいという意向を持っておりました。一方で、譲受人はここ一、二年増反のための土地を探してきており、農業をやめたがっていた譲渡人に譲渡の話を持ちかけて話がまとまり、このたび申請いたしました。

耕作状況等ですけれども、当該地は譲受人の住居から約100mの距離にありまして、管理も行き届き、良好な状態を維持しております。譲受人は、この土地にはブルーベリーなどの低木果樹を植えたい意向を持つなど、積極的に耕作する意思を示しております。現地確認に同席した息子も、協力して耕作していくことを約しております。営農組合にも加入しており、ほかに所有する農地も含めて全て効率的に耕作しております。周辺の農業者との協力関係も従来どおり円滑に行っている様子です。その他指摘事項としては何もありません。はい、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号4でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、北房の譲受人に、申請農地、畑3筆1, 935.63㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 はい、議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

番号4につきまして、去る4月3日に電話で譲渡人の母親と、また4月7日には譲受人立ち会いのもと、現地確認を担当推進委員の方が行っておりまして、その調査報告を受けております。その内容について説明させていただきます。

譲渡人は東京に在住しており、譲渡人の父は高校卒業と同時に県外に進学、就職をし、早くに亡くなっておりました。また、実家の祖父母も亡くなり農地等の譲渡をされていますが、農業経験もなく、農業廃止を検討していたところ、譲受人の娘夫婦が現在アパートに住んでいます。子供が大きくなって手狭になったということで家を探しておりましたところ、その空き家物件がありまして話がまとまり、空き家と農地を購入し、譲受人が申請地を取得するものでございます。

譲受人の耕作状況等につきましては、譲受人はトラクター、田植え機、コンバイン、管理機等必要な農機具を所有しており、市内で現在農業を行ってお

ります。ただ、住居と申請地が近隣ではないということもございますけれども、農地の維持管理は十分に可能であると認められます。その他指摘事項でございますが、現在の農地を近隣の方が管理をしておるということでございまして、その方との話し合い、また栽培物や地上物件に注意して将来トラブルがないように協議することを依頼していくということでございますので、審議方よろしくお願いをいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事

番号5でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、落合の譲受人に、申請農地、畑4筆1, 941㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議 長

はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号5番につきまして、担当推進委員さんが調査を行っておりますので、ご報告いたします。

去る3月31日に、譲受人と2人で推進委員さんと現地確認を行っております。

権利移転しようとする事由の詳細ですけれども、譲渡人、譲受人は親戚関係にありまして、譲受人は東京のほうで住居を構え、生活しており、本申請地は長年譲受人が野菜等を作付、耕作しておりました。今回双方売買の話がまとまり、申請を行うこととなりました。申請地は譲受人の自宅周辺でございます。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は現在ひとり暮らしではありますが、とてもお元気で毎日畑作業に従事しており、ミニ耕運機、管理機、草刈り機を使用し、とてもきれいに管理しております。申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。

以上のおり、耕作状況、従事日数等については問題ないと思われまので、審議方よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事

番号6でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田1筆497㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号6番につきまして、これも担当推進委員さんが現地確認を行っておりますので、ご報告いたします。

去る3月30日に、譲受人立ち会いのもと、現地確認を行っております。

権利移転する詳細な事由ですけれども、譲渡人は岡山市で住居を構え、生活しており、本申請地は譲受人との割り田であり、長年にわたり譲受人が稲作を行っているものであります。このたび譲渡人が自宅及び農地の売買処理に伴い、譲受人との話がまとまり、申請を行うものです。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は現在妻、子供の3人家族で、主に譲受人が農作業に従事しています。農機具等も全て所有しており、現在所有している農地は全て耕作しており、申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。

以上のとおり、耕作状況及び事業日数についても問題ないと思いますので、審議方よろしくようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号7でございますが、北房の譲渡人が、相手方の要望によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田1筆293㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号7番につきまして、これは私、委員が去る3月31日に譲受人立ち会いのもと、現地確認を行いました。

譲渡人は申請地を今後耕作及び管理する意思がなく、長年申請地を耕作している譲受人とのこのたび売買の話がまとまり、申請を行うものです。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は主に譲受人が農作業に従事しています。現在所有している農地については、基幹作業の一部を委託している作業もありますが、全て耕作しています。トラクター、田植え機等を所有しており、申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事

項はございません。

以上のおり、耕作状況及び事業日数等については問題ないと思しますので、審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号8でございますが、北房の譲渡人が、相手方の要望によりまして、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆171㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号8番につきまして、これも去る3月31日に譲受人立ち会いのもと、現地確認を行いました。

権利移転する詳細な事由ですけれども、譲渡人は申請地を今後耕作及び管理する意思がなく、長年申請地を耕作している譲受人とのこのたび売買の話がまとまり、申請を行うものでございます。

譲受人の耕作状況ですけれども、主に譲受人が農作業に従事しています。現在所有している農地につきましては、基幹作業の一部を委託している作業もございしますが、全て耕作しております。トラクター、田植え機、管理機等を所有しており、申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。

以上のおり、耕作状況及び事業日数等につきましては問題ないと思しますので、審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号9でございますが、北房の譲渡人が、相手方の要望によりまして、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆396㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号9番につきまして、去る3月31日に譲受人立ち会いのもと、現地

確認を行いました。

譲渡人は申請地を今後耕作及び管理する意思がなく、長年申請地を耕作している譲受人とのこのたび売買の話がまとまり、申請を行うものです。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は家族で酪農を営んでおり、農作業は主に譲受人が従事しております。現在所有している農地につきましては、基幹作業の一部を委託している作業もございますが、全て耕作しており、トラクター、田植え機等を所有しており、申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。

以上のおり、耕作状況及び事業日数等につきましては問題ないと思っておりますので、審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について、事務局の説明をお願いします。

主 事 番号10でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、市外の譲受人に、申請農地、畑1筆245㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議 長 はい、2番委員。

2番委員 はい、2番です。

議案番号10について説明いたします。

この件は、地元の推進委員さんが譲受人、譲渡人、双方に会い、確認しております。

お二人は旧来の親しい友人でありましたそうです。そして、譲受人は農業の傍ら養蜂業を行っていることから、各地に農地を探されているようでした。そのため、この農地にレンゲをまいて養蜂業をするということです。そして、譲受人の妻、長男はその蜂蜜を売買する仕事に従事されてるようでございます。したがって、譲受人は農業の傍ら養蜂業ということで、何ら問題はないと思われます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、農業廃止によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,646㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願い

いたします。

2番委員 はい、議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 はい、議案番号11について説明いたします。

譲受人と譲渡人は近隣で、住居を持っております。譲渡人は、夫、父が亡くなり、耕作できないことから、譲受人に依頼、耕作していただいておりますが、このたび売買が成立したものです。

譲受人は、水稻を中心に熱心に栽培をされており、機械も管理して、今後も稲作経営を安定して続けるものと思われまますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号12について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号12でございますが、落合の譲渡人が、能力不足によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,451㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 はい、議長。

議長 はい、1番委員。

1番委員 1番です。

番号12について、報告いたします。

去る3月31日に現地確認とあわせて、譲受人、譲渡人、双方に同席していただきまして、話を聞きました。

譲渡人と譲受人は同じ部落の友人でございまして、譲渡人が労働不足によりまして耕作できないために、譲受人に依頼して話がまとまったものでございます。

譲受人の耕作状況でございますが、譲受人は妻と2人で耕運機、管理機等を所有し、稲作を中心に耕作していますが、田植え、稲刈りは委託しているとのことでございます。その他の管理については、全て自分で行っているということでございます。したがって、今後も必要な農作業には従事すると認められますので、審議のほどよろしく願いいたします。その他の指摘事項はございません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号13について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号13でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆671㎡を、売買によります所有権

の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんより説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 5番です。

3月31日に譲渡人が仕事のため、譲渡人の家族と現地確認を行い、詳細について話を聞きました。その後、譲受人については電話で連絡して、話を聞いております。

譲受人と譲渡人は同じ部落の近所で、知り合いということで、譲渡人は申請地の管理を2年前より隣接している農地を所有している譲受人にお願いしていましたが、今回双方の話がまとまり、売買により権利移転を行うものでございます。

譲受人は、会社勤めをしながら兼業で水稻、野菜を作付して農業を行っており、トラクター、田植え機、コンバイン等の農作業に必要な農機具は全て所有しており、申請の土地については当面水稻を作付する予定で、今後も十分耕作していくものと思われまます。したがって、今回の権利移転については問題がないと思われまますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号15について、事務局の説明をお願いいたします。

主 事 番号15でございますが、市外共有所有者3名の譲渡人が、相手方の要望によりまして、美甘の譲受人に、申請農地、田1筆1, 449㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんより説明をお願いいたします。

8番委員 はい、議長。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 議案番号15番について説明させていただきます。

4月3日に譲受人立会のもとで調査を行いました。

この該当する水田ですが、以前より譲受人が委託管理を行っていましたが、所有者である相続人が亡くなり、3名の兄弟が相続をいたしました。3名とも市外の遠隔地に居住しており、今後管理ができないため、兄弟が相談いたしまして、買い受け人へ譲渡依頼し、話がまとまったものであります。

譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は妻と2人で161アールの水田を耕作し、ミニライスも行っており、トラクター、コンバイン等農機は全て保有しており、今後十分な管理を行うと認められます。その他、必要な農作業に常

時従事するかという部分につきましては、十分農作業に従事すると認めれます。その他指摘事項はございません。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号16について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号16でございますが、湯原の譲渡人が、同じく湯原の譲受人に、申請農地、田8筆8, 851㎡、畑6筆2, 526.7㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんより説明をお願いいたします。

7番委員 はい、議長。

議長 はい、7番委員。

7番委員 はい、7番です。

議案番号16番につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、担当推進委員が売り渡し人立ち会いのもと、3月30日に現地調査及び聞き取り調査を行っている旨をご報告いたします。

譲受人と譲渡人は親子関係にあり、譲渡人の高齢化に伴い、農業経営を長男夫婦中心に移行するため、贈与による権利移転するものでございます。

譲受人の耕作状況等でございますが、譲受人と妻、その子供、そして両親が同居しており、一家で農業経営をしております。現在の作付状況は、水稲35アール、ピオーネ、シャインマスカット等20アール、ソリダゴなどの花卉27アールを栽培しております。農機具は、コンバイン、トラクター、田植え機など一連の農機具を全て保有しており、今後も譲受人夫婦を中心に一家で農業に尽力し、健全経営されるものと思われまます。その他指摘はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

8番委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

8番委員 議案番号16なんですが、贈与による譲渡というふうなことですが、備考には10アール 万円ってありますが、このことはどうなっとんのですか。

議長 はい、事務局。

主 事 失礼しました。
こちらは、申請書で贈与となっております。10アール〇〇〇〇万円というのが、こちらで記入してしまったものになります。大変失礼いたしました。こちら、備考10アール〇〇〇〇万円を消すようお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

議 長 それでは、備考欄、10アール〇〇〇〇万円を消してください。
ほかにはございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。
それでは、これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第17号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程3、議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について。

本日、審議していただく案件は3件でございます。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（北房）は、長年農業は営んでおらず、土地の管理も困難な状況となり、土地の管理負担を軽減すること及び土地の有効活用を図る目的で、申請地、畑1筆812㎡に、太陽光発電設備を設置するため、転用するものです。農地区分は、申請にかかわる農地が〇〇〇〇からおおむね300mの位置にあることから、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、建物施設〇〇〇〇万円。資金の内訳として、〇〇〇〇万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、中国電力との契約書、再生可能エネルギー電子申請書の写し、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 はい、議長。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 6番です。

議案番号1につきまして、担当の推進委員さんから調査書が上がってきておりますので、ご報告させていただきます。

3月31日に現地確認を行っております。

転用しようとする事由の詳細ですが、申請人が長年管理している畑ですが、年齢を重ね、管理することに負担を感じるようになっていきます。そんな折、農地の有効活用に太陽光発電の話が持ち上がり、申請人の所有地である農地の申請を行うものです。申請地の位置等ですが、申請地は南向きの緩い傾斜地の畑で、北側は住宅地となっており、南側周囲は里道で囲まれております。少し離れた東側には■■■■■が見える位置であります。周囲の状況ですが、東が畑、西が畑と墓地、南が畑と墓地、北が住宅となっております。周辺農地への影響ですが、申請地は高台の住宅地の南側に位置しており、周辺の隣接した農地は畑です。本申請地は、太陽光発電を計画しており、雨水対策については、現状の排水路を利用、工事も地下浸透型で計画しております。周辺の関係者にも太陽光発電設備のパネルを設置することを説明、承諾されております。周辺に対して、日照、通風等に支障を来すことはないと思われまます。その他指摘事項もございません。よろしくご審議いただきます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号2でございます。

申請人（久世）は、■■■■■地区にある墓地が災害により使用不能となったため、申請地、畑2筆合計127㎡を、墓地区画19㎡と残りを、墓地駐車場敷地にするため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■■万円、改装費用■■■■■万円。資金の内訳として、■■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、番号2は担当推進委員さんから報告書を預かっておりますので、発表させていただきます。

現地確認を4月1日にされております。

転用しようとする事由の詳細ですが、現在の墓地は■■■■■にありまして、昨年7月の大雨のために墓地の法面が全体が崩れてしましまして、墓地として利用できなくなりました。そこで、■■■■■自治会全戸に了承をしていただき、また自治会長、副自治会長、また会計の方にも了解をいただきまして、下記の申請地のほうに移転することになりました。申請地の位置ですが、■■■■■

横の市道を北に進んで、の手前の
ところにあります。周囲の状況でございますが、東は道路、西も道路、南に
畑、北は道路となっております。周辺農地への影響ですが、隣地に2人の方
の土地がありますが、耕作等に影響はないものと思われま。その他指摘事
項はございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人(美甘)は、申請地周辺にて長年鳥獣被害に悩まされており、対策に
苦慮しています。申請地に隣接する家屋に暮らしていますが、高齢となり、
後継ぎもいないことから、農地として農作業を行うことが困難となり、農地
の有効利用を図る目的で、申請地、田1筆1, 398㎡に、植林するため、
転用申請するものです。2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、苗代
として円。資金の内訳として、円。添付
書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申
請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いた
します。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願い
いたします。

8番委員 はい、議長。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 はい、8番です。

議案番号3について、説明申し上げます。

4月3日に現地確認を行いました。

該当する農地は、以前耕作放棄地として調査に行ってくださいという事務局
の話の中で、過去に伺ったことがあります。また、申請人も高齢者で、内縁
の夫も80歳と高齢、また身体障害者でもあり、圃場等の管理ができないと
いった中で、獣害及び昨年の水害等により畦畔や水路が壊れ、修復も困難な
ために、ヒノキを植栽するものでございます。そうした中で、申請地の位置
等は、国道181号線より北へ約4km入った山間地に位置しま
す。周囲の状況でございますが、該当する農地の東は本人が所有する荒廃し
た農地、西も同じく荒廃した農地、南は山林、北が自宅といったような状況
で、全て本人の所有しているものです。周辺農地の影響という部分が一番苦
慮しましたが、本人、申請人自体が余り、こう言うてはなんです、資金も
ないというような状況の中で、一窪だけ植林するといった状況で、上、下

の、台帳上の地目は水田であります。先ほど申し上げましたように獣害や水害で畦畔がもう崩壊しており、そういうような土地でつくれる状況ではありません。そうした中で、これをまた農用振地域から外していただくという状況の中で、今後順次申請していただいて木を植栽するという予定でございますので、審議方よろしくお願いいたします。その他指摘事項はございません。

議長 ありがとうございます。
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第18号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程4、議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主幹 議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は、9件となっております。

7ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（北房）は、現在親と同居していますが、結婚を機に親と別居することとなり、本宅に近い譲渡人（北房）の申請地、田1筆500㎡を譲り受け、新たに住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集

落に接続して設置されるものに該当すると思われます。転用に係る費用は、土地購入●●●●万円、土地造成●●●●万円、建物施設●●●●万円。費用の内訳として、●●●●万円、●●●●万円。建ぺい率は31%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請農地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

議案番号1番について、ご説明いたします。

ここは、4月3日に譲受人立ち会いのもとに担当推進委員が現地調査を行いました。委員も同席いたしました。

転用しようとする事由の詳細でありますけれども、譲受人と譲渡人は同集落の住人であります。譲受人は、最近結婚しましたけれども、親の住居近くに自己住宅建設のための土地を探していたんですが、なかなか見つからず、現在家族は総社市に仮住まいをさせた状況にあります。このほど譲渡人から、ちょうど集落接続したその土地を、この土地を譲ってもらえることになったことから申請を行うものです。申請地の位置ですけれども、313号沿いの●●●●があるんですが、そこから南へ約300m、そして●●●●っていうのがありますが、その東隣の土地に当たります。周囲の状況ですけれども、東が田んぼ、西が道路、南が田んぼ、それから北は住宅です。この辺の周辺農地への影響ですけれども、水路はしっかりしておりますし、東の田んぼは申請地より高いですし、それから南側は駐車場となるために悪影響が、例えば日照等の悪影響が生じるということは考えられない状態でした。その他指摘事項はありません。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号2でございます。

申請人、使用借人（落合）は、現在実家で親と同居していますが、結婚を機に将来親の世話が出来るよう実家に近い申請地、畑1筆371㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、住宅及び車庫を建築するため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費は祖父との使用貸借契約によるものでありますので●●●●円、土地造成●●●●万

円、建物施設 万円。費用の内訳として、 万円、 万円。建ぺい率は32%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議 長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号2であります。地区担当推進委員より調査報告書を提出いただいておりますので、それをもって報告をさせていただきます。

現地の確認ですけれども、4月1日に現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細であります。使用貸人は現在3世代同居をしております。住居が手狭になったことから、使用借人が自己住宅を建築するため、土地を貸借することの話がまとまったことから申請を行うものであります。申請地の位置であります。国道313号線に接し、 により東へ約70m離れた農道に面した場所にあります。周囲の状況ですけれども、東と北に田んぼ、西、南に宅地と隣接しております。周辺農地への影響でありますけれども、隣接した農地はありますけれども、本申請は一般的な個人住宅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われま。また、地域の水利組合には住宅に転用するための同意を得ております。その他指摘事項はありません。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 8ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、住宅需要の多い申し出地域内において建て売り分譲に整備する計画を立て、土地を探していたところ、申請地、田3筆合計1,738㎡を、譲渡人（落合）から譲り受けることに合意が得られたため、建て売り分譲地に転用申請するものです。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入 万円、土地造成 万円、建物施設 万円。費用の内訳として、 円。建ぺい率は、6棟全体で29%。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号3であります。同じく調査報告書を提出いただいておりますので、それをもって報告をします。

現地確認においては、4月1日に現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細であります。譲渡人は長年にわたり申請地を維持管理してまいりましたけれども、数年前より体調を崩され、みずから耕作することが困難になっていましたけれども、このたび譲受人と売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものであります。申請地の位置であります。国道313号線、[REDACTED]より西へ約90mほど離れた市道に面した場所にあります。周囲の状況ですが、東と北が宅地、西が田、南が道路に面しております。周辺農地への影響でありますけれども、隣接した農地はありますけれども、本申請は一般的な個人住宅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われま。また、地域の水利組合には住宅に転用するための同意を得ております。その他指摘事項はありません。審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号4でございます。

申請人、譲受人（落合）は、飲食店を開業するため、現在店舗を建築中です。店舗に隣接している申請地、田1筆185㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、お客様用の駐車場にするため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[REDACTED]万円、土地造成[REDACTED]万円。費用の内訳として、[REDACTED]万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号4番につきまして、担当推進委員さんが調査を行っておりますので、報告いたします。

現地確認を、3月31日に譲受人立ち会いのもと行っております。
転用する事由の詳細ですが、このたび譲受人は[]
を開店することとなり、駐車場用地を探していたところ、同じ集落内の譲渡
人が自宅及び農地を売買することとなり、譲受人、譲渡人、双方話がまとま
り、駐車場用地として申請を行うものでございます。申請地の位置ですが、
も、申請地は[]より約800m []に入ったところで、[]
[]に面した譲受人の自宅前にあります。周囲の状況ですが、東
が[]、西が譲受人の自宅、南が道路、北が民家となっております。
周辺農地への影響ですが、隣接した農地はなく、影響はないと
思われます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願いたし
ます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 9ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在借家に住んでおり、手狭となったため、申
請地、畑1筆321㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅及び物置を建
築するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。
転用に伴う費用は、土地購入[]万円、土地造成[]万円、建物施設[]
[]万円。資金の内訳として、[]万円、[]万
円。建ぺい率は22%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面
図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受け
る農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんより説明をお願
いたします。

15番委員 議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号5番につきまして、去る3月31日に譲受人立ち会いのもと、現地
確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は現在市内のアパートに
妻、子供の5人で住んでいますが、子供が大きくなり、現在の住居では手狭
になったことから、自己住宅を建築するため、現在の住居の近隣で土地を検
討していたところ、譲渡人との話がまとまったことから申請を行うもので
す。申請地の位置ですが、国道313号線、[]の
前点滅信号を南に300mほど入ったところの市道に面した位置になりま

番号7でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、建築業を営んでおり、数年前から倉庫が手狭となったことから仮倉庫で賄っていましたが、経費のことと利便性が悪い
ため、既存の自社倉庫に隣接する申請地、田2筆合計1,343㎡を、譲渡
人（市外）から譲り受け、倉庫1棟を建築するため、転用申請するもので
す。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費
は譲渡人と譲受人が兄弟であるため■円、土地造成■万円、建物施設
■万円。費用の内訳として、■万円。添付書類
は、土地利用計画図、平面図、横断図、立面図、被害防除計画書が添付され
ています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろし
くお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんより説明をお願い
いたします。

1番委員 はい、議長。

議長 はい、1番委員。

1番委員 はい、1番です。

議案番号7番について説明いたします。

去る4月1日に現地確認とあわせて、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、現在市内に土地を借りて資材倉庫を持っておりますが、事務所と
離れていて、借り入れ賃も高くつき、また手狭になっていることから、義理
の兄に相談し、義理の兄より土地を譲り受け、倉庫を建築するものでござい
ます。位置でございますが、■より約250m南西
に行ったところでございます。周囲の状況ですが、東が市道、西が山林、南
が山林と一部田があります、北が市道でございます。周辺農地への影響です
が、転用は田の一部であり、また田の北側でもあり、日照、通風には影響は
ないものと思われま。また、隣地の承諾あるいは土地改良区の同意もいた
だいておりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。その他指摘事
項はございません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号8でございます。

申請人、譲受人（市内■法人）は、申請地、田1筆2,276㎡を、
譲渡人（市外）から譲り受け、■を建築するため、転
用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該
当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■
■万円、土地造成■万円、建物施設■万円。資金の内訳とし

て、[]万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、この案件は私が担当となっておりますので、発表させていただきます。

現地確認は、4月6日、譲受人（[]法人）の担当者から立ち会いのもと行いました。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人（[]法人）は、津山市や真庭市等に[]を経営され、展開されておりますが、このたび真庭市[]地区に[]を計画されております。そこで、岡山市在住の売り渡し人との間で話がまとまったものでございます。申請地の位置ですが、[]の北側道路を挟んで約20mぐらいのところであります。周囲の状況ですが、東が水路、西は宅地、南は建物を挟んで県道があります、北は農地となっております。周辺農地への影響ですが、北側の農地が接しますが、建物は間をあけてつくるという計画のために、周辺農地等への影響はないものと思われまゝす。また、進入路は隣接する南側の建物の土地を譲り受けて、南側から入る予定とのことでありました。その他指摘事項はございません。よろしく審議のほどお願ひいたします。続きまして、番号9について、事務局の説明をお願ひいたします。

主 幹

11ページをお開きください。

番号9でございまゝす。

申請人、譲受人（美甘）は、現在借家に住んでいまゝすが、古くなり、雨漏りなども修理してもらえないため、申請地、畑1筆266㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、住宅及び物置を建築するため、転用申請するものゝす。農地区分は、美甘振興局からおおむね300mの位置にあることから、3種農地と判断されまゝす。転用に伴う費用は、土地購入[]万円、土地造成[]万円、建物施設[]万円。資金の内訳として、[]万円。建ぺい率は30%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願ひいたします。

8番委員

はい、議長。

議 長

はい、8番委員。

8番委員

はい、8番です。

議案番号9についてご説明いたします。

4月5日に現地調査を行いました。

譲受人立ち会いのもとに調査をし、譲受人は今回求める農地に隣接する家に借家人として居住しておりますが、借家の老朽化により土地を求め、住宅を建設するものでございます。申請地の位置等ですが、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXの市道反対側に位置します。周囲の状況としましては、東が近隣の人の車庫、西は住宅、南は用水路及び市道、北が市道となっております。周辺農地への影響は、周辺全てに農地は該当農地以外は全くありませんので、影響は認められません。その他指摘事項は特にございません。

以上です。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

主 幹

議長。

議 長

はい、どうぞ。

主 幹

事務局です、済いません。

8ページ、番号4の案件ですが、備考欄に記載しております水路及び面部分40.56㎡を控除という記載をしております。こちらの表示につきましては、本案件には関係のない情報となります。私の確認不足で申しわけありません。削除のほうをお願いいたします。

議 長

それでは、備考欄のほうを消してください。

ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第20号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第20号について、12ページをお開きください。

議案第20号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、平成31年4月10日付で公告の予定でございます。

1件取り下げがありましたので、ご報告いたします。

20ページの番号4017-1、渡人、受人、勝山、田2筆の利用権設定を取り下げる旨連絡がありましたので、報告いたします。

本日上程され……。

2番委員

何番。

議 長

ちょっと。

2番委員

何番言うたかな。

議 長

もう一度繰り返してください。

主 幹

失礼しました。

ページで言いますと、20ページでございます。

議 長

番号は。

主 幹

番号が4017-1、渡人、受人とも勝山で、田2筆のものでございます。

2番委員

ありがとうございました。

主 幹

本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきましては、全161筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

議 長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございません

か。よろしいか。

<「異議なし」の声>

議 長

それでは、異議なしと認めます。

よって、議案第20号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第21号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程7、議案第22号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第21号について、27ページをごらんください。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。

続きまして、議案第22号について、28ページをお開きください。

議案第22号、農用地利用配分計画に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。

案といたしまして、平成31年5月29日付で公告の予定でございます。

配分計画案については、議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借り手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。

全件とも問題のないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願いします。

以上でございます。

議 長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第21号、議案第22号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第21号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第22号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について、これらにつきまして、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、報告第7号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、日程9、報告第8号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程10、報告第9号、農地改良に係る届出について、日程11、報告第10号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届について、日程12、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

主事

はい、議長。

議長

はい、事務局。

主事

30ページをお開きください。

報告第7号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについては、次の2件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

番号1でございます。申請人は（八束）で、営農型太陽光発電設備を設置する計画で平成30年4月10日付で農地法第4条の一時転用許可を得ておりましたが、平成31年3月13日付で取りやめ書が提出されました。取りやめ理由は、当初計画からパネル設置高及び栽培作物の変更によるものです。

番号2でございます。申請人は（八束）で、営農型太陽光発電設備を設置する計画で平成30年4月10日付で農地法第4条の一時転用許可を得ておりましたが、平成31年3月13日付で取りやめ書が提出されました。取りやめ理由は、当初計画からパネル設置高及び栽培作物の変更によるものです。

1ページお進みください。

報告第8号、農地転用制限の例外に係る届出については、次の4件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は北房です。田1筆331㎡のうち100㎡を作業場にするものです。

番号2でございますが、届け出人及び農地の所在は落合です。田1筆419

m²のうち190 m²を農業倉庫にするものです。

番号3でございますが、届け出人及び農地の所在は落合です。田1筆287 m²のうち57 m²を農機具用露天駐車場にするものです。

番号4でございますが、届け出人及び農地の所在は落合です。田1筆1, 516 m²のうち175 m²を農機具用露天駐車場にするものです。

1ページお進みください。

報告第9号、農地改良に係る届出について、次の1件の提出がありました。

添付書類もそろっていることから受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は落合で、田1筆287 m²のうち57 m²をかさ上げし、畑として利用するものです。

1ページお進みください。

報告第10号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届については、次の6件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1から番号6でございますが、6件とも転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通信事業者です。

番号1でございますが、所有者及び農地所在地は落合です。田149 m²のうち4 m²に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号2でございますが、所有者は真庭市で、農地所在地は落合です。牧場12, 261 m²のうち6 m²に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号3でございますが、所有者は市外で、農地所在地は勝山です。田600 m²のうち6 m²に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号4でございますが、所有者及び農地所在地は美甘です。畑362 m²のうち6 m²に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号5でございますが、所有者は市外で、農地所在地は湯原です。田789 m²のうち6 m²に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号6でございますが、所有者は市外、農地所在地は中和です。田837 m²のうち6 m²に、携帯電話基地局を設置するものです。

1ページお進みください。

報告第11号、農地法18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の5件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

番号1でございますが、借り人、貸し人、ともに落合です。農地の所在以降はお目通しをお願いします。

番号2でございますが、借り人、市外、貸し人、落合です。農地の所在以降はお目通しをお願いします。

番号3でございますが、借り手、貸し手、ともに中和です。農地の所在
以降はお目通しをお願いします。

番号4でございますが、借り手、貸し手、ともに中和です。農地の所在
以降はお目通しをお願いします。

番号5でございますが、借り手、貸し手、ともに中和です。農地の所在
以降はお目通しをお願いします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長 日程8、報告第7号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り
止めについて、日程9、報告第8号、農地転用の制限の例外に係る届出につ
いて、日程10、報告第9号、農地改良に係る届出について、日程11、報
告第10号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届
について、日程12、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による農
地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ございま
したらお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふう
に思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

はい、12番委員。

12番委員 3月14日に女性農業者意見交換会というのを行いました。これについてご
報告申し上げます。

この会は、女性農業者というのは男に比べまして意見表明の場というか、意
見交換の場が少ないのが現状ですので、少しでもそれを解決するためにずう
っと過去の方たちがやってきてくださって、今年で8回目になります。こ
れを今年も3月14日に実施いたしました。今年は37名の参加者がありま
した。この中には、新規就農をしておられる若いお嬢さんの農業者の方もお
られて、ちょっと感動をいたしました。また、ことしはご無理をお願いいた
しまして、会長にお出ましいただきましてご挨拶を頂戴いたしました。さら
に、2番委員が応援に駆けつけてくださりまして、それぞれ感謝申し上げま
す。

内容につきましては、まずは講演で「女性による農業経営と新規就農者支
援」というテーマで、吉備高原ファーム代表の取締役からの講演をいただき
ました。皆さんからご意見やら、アンケートなどもいただいたんですけども、
パワーのある経営手法の話に参加者たちってというのは、自分たちにもも

しかしていろいろできるんやないかと、そんな意欲と勇気をもらったというご意見もいただきました。

それから、その後意見交換に四、五人のグループに分かれて話し合いをいたしまして、代表が発表をいたしました。中には大事な意見も出ております。例えば、農協の共同化工場は加工施設として食品衛生法などの条件が整っています。これを使わせてもらって農家の加工グループが加工をやっていくことはできないだろうか、こういう提案をしていきたいとか、それから同じく食品衛生法のクリアがなかなかでけへん、農協さん、助けてくださいとか、教えてくださいとかというご意見もありました。これらにつきましては、女性農業委員が意見を聞く会やったんやから、やはり事務局とも相談して、どこかにこの話をつないでいくような流れにできないかのご相談申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、意見の中に新しく農業を始めた人には心を開いて受け入れる気持ちで親切に接していきたいと、みんなの意識がそうなってるような地域であらんとこれからの農村は存続していかれへんの違うかと、そういうご意見もありました。これにつきましては、地域の中でそういう意識が醸成できるような、そんな話に事あるごとに私たちも伝えていく、これは女の問題じゃなくて、地域全体の男も女もみんなが伝えていく必要があることではないかと思いました。

こんなふうにして、また来年も実施していきたいと思うんですけれども、女性たちが活動できる場づくりとして、今後とも委員の皆様のお力添えをぜひよろしくお願いしたいと思いました。今日は17番委員が休んでおりますので、私が報告させていただきました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

農業委員さん、女性の方2人が中心になってこの会を引っ張っていっておられます。非常に熱いものを感じました。今後も頑張っていたきたいというふうに思います。ありがとうございました。

ほかにはありませんか。

<「なし」の声>

議 長
主 幹

事務局のほうから。

すいません、失礼します。

そうしましたら、冒頭紹介前にもお知らせさせていただきましたけども、本日印鑑をお持ちの方おられましたら、後ろのほうの委任状等々に押印して帰っていただくようによろしく願いいたします。

あと、すいません、荒廃調査のときに2番委員と回られた方の名簿が漏れて

いるようです。ちょっと確認が私のほうでできておりませんでした。追加で作成しまして、可能な限り早急に押印をいただきに訪問等させていただくようにしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

それでは、これで4月総会を閉会したいと思います。次回5月総会は5月14日火曜日の午前10時からですので、よろしく願いいたします。

(午前11時40分 閉会)